

4月1日から施行

座間市環境美化条例

市では、4月1日から「座間市環境美化条例」を施行します。この条例は、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保するため、「ポイ捨て」「落書き」「ペットなどのふんの放置」などの行為を禁止する他、罰金について定めます。



空き缶やたばこのポイ捨ての禁止

空き缶・ガムのかみかすなどは所定のごみ箱へ捨てましょう。また、たばこの吸い殻は所定の灰皿か、携帯用灰皿を利用するなど、喫煙マナーを守りましょう。



他人の家や壁、公共物などへの落書きの禁止

他人の家や壁・公共物への落書きは地域的美観を損ねるだけでなく、治安の悪化にもつながる恐れがありますのでやめましょう。



ペットなどのふんの放置の禁止

ペットなどのふんの始末は飼い主の責任です。散歩などをするとき、ふんを持ち帰りましょう。

条例に違反した場合

条例に違反する行為が繰り返されたり、改善が見られない場合、市は指導・勧告・命令を行います。また、指導・勧告・命令を行った上で、悪質な場合には罰金が科されることがあります。

環境美化啓発物を配布

市では、環境美化条例の施行に伴い、ポイ捨て禁止、ペットのふん放置禁止、環境美化への協力を呼びかける3種類の看板を作成しました。4月1日(月)から希望する市民へ配布します。詳しくは担当へお問い合わせください。



配布する看板

担当

環境政策課 ☎046(252)7675 📠046(257)7743

地域の絆がつくる安全・安心 自治会へご加入を

担当

市民協働課

☎046(252)7966
📠046(255)3550

自治会は、住みよい地域をつくるための自主的な組織です。

災害や犯罪に備える意味でも、「顔の見える関係」を築き、絆を深めることが重要です。

生活する地域をより良いものとするため、自治会活動へご参加ください。

自治会とは

自治会は、地域の安全など、個人では解決が難しい日常生活で起こるさまざまな問題に向き合い、問題解決に向けて取り組む組織です。

また、回覧物や掲示物によって地域・行政情報を提供したり、イベントの開催などを通じて、住民同士の親睦・交流を深めたり、住みよい地域づくりにも取り組んでいます。



市民レクリエーション

近年、自治会の加入世帯数は、減少傾向にあります。自治会への加入率が低下すると、地域の防犯や美化に支障をきたすだけでなく、

いざという時の災害や事件に立ち向かえなくなってしまう。



防犯パトロール

自治会活動へのご理解とご協力をお願いします。 ※本紙毎月15日号の「自治会トピックス」で、活動を紹介しています。

自治会の組織

各地域には、「単位自治会(自治会)」があり、地域に密接した活動を行っています。その自治会が集まって、市内を13地区に分けたより広範囲の「地区自治会連合会(地区自連)」を組織しており、市民レクリエーション大会や防災訓練を行っています。さらに、市内179の自

自治会加入キャンペーン

特設ブースを開設し、自治会加入についての相談を受け付けます。また、加入申込も受け付けます。

○とき 3月18日(月)～23日(土) 午前9時～午後4時(23日は午前11時30分まで。祝日を除く)

○ところ 市役所1階市民ホール

加入方法

自治会に加入するには、所属する自治会の会長へお問い合わせください。所属する自治会や会長が分からない方は、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

問い合わせ先

市自治会総連合会事務局
☎・📠046(252)8751
○受付時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

○ところ さまコミュニティプラザ2階

見直そう「交通安全」

担当 市民協働課

☎046(252)8158
📠046(255)3550

市内の交通事故は増加傾向にあり、平成30年には472件の事故が発生し、4人の方が亡くなりました。

運転者も歩行者も、交通安全を見直し、事故に遭わない生活を心掛けましょう。

運転者の交通安全

●信号や標識をしっかり確認しましょう。
●慣れた道でも安全確認を怠らないようにしましょう。

歩行者の交通安全

●横断歩道を利用しましょう。
●歩きながら携帯電話やスマートフォンなどを操作するのは止めましょう。
●夜間は反射材などを身につけましょう。